

新潟市立両川中学校いじめ防止基本方針

新潟市立両川中学校
令和7年7月改定

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法 第一章第二条」より抜粋】

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）より抜粋】

II 基本理念 【「いじめ防止対策推進法第一章第三条」参考】

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題への理解を深められるよう生徒の指導にあたる。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭、またその他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

III 学校および教職員の責務

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、全ての教職員が高い人権意識をもって、いじめ防止に徹底して取り組む。いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所などの関係機関との連携を積極的に進める。

IV いじめ防止などのための対策

(1) いじめの防止

- ① 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、全ての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、一人一人の成長を促す。
- ② 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校風土を作り、保護者・地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ③ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める
- ④ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。

- ⑤ 「いじめ防止教育プログラム」の確実な実施やいじめ根絶を目指す生徒会活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 授業中や休み時間、放課後活動などの生徒との関わりの中で、人間関係や気持ちの変化をきめ細やかに観察するとともに、Daily Life の記述などから心の状態を見取る。
- ② 毎月末に、『仲間とのかかわり』についてのアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。このアンケートは、原則として調査実施日に記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。
- ③ 定期教育相談（年2回）やチャンス相談を随時実施し、いじめの早期発見の機会とする。
- ④ 特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや教職員一人だけで対応することがないように、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- ⑤ インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報を得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを認知した教職員は、学年主任や生徒指導主事を経て、管理職に確実に報告する。また、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報収集、整理し、事案の全体像を把握する。
- ② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒に対して丁寧な聞き取りを行い、事実を明確にする。また、必要に応じて周囲への生徒にも聞き取りを行う。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に対して、いじめの事実や経緯、今後の方針を丁寧に説明する。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点について自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要素への対処を行い、必要に応じて、関係機関と連携して家庭への支援を継続する。
- ⑤ いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。再発について心配がないとする期間は、3ヶ月とする。

V いじめ防止などの組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

① 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、該当の学年主任、事案に関係する教職員

② 開催・・・随時（校長又は教頭、生徒指導主事が判断した場合）

③ 役割

ア いじめの状況を組織として共有する

イ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う

ウ いじめ対処のための方針や方法を協議する

エ 生徒への指導を行う

オ 事案に関する記録を残す

なお、「校内いじめ対応ミーティング」の内容は、全教職員で共有し、学校全体でいじめ問題に取り組む体制をつくる。

(2) 校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）

① 構成メンバー

校長、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

② 開催・・・週1回

③ 役割

ア 生徒のいじめや問題行動などの様々な情報の収集と記録を行うとともに、問題行動などの未然防止策の検討を行う。

イ いじめ問題行動などが行った場合は、その問題解決に向けた方策の検討を行う。

(3) 両川地区いじめ防止連絡協議会

① 構成メンバー

両川地区コミュニティ協議会会長、両川地区青少年育成協議会会長、両川地区民生委員・児童委員、小中PTA会長、小中校長、小中教頭、生活指導主任、生徒指導主事、SC

② 開催・・・年1回

③ 役割

地域全体で子どもを見守り、いじめ防止などに努めるため、小中学校における児童生徒のいじめなどに関する実態やいじめ防止などに係わる取組について情報交換を行い、対策などの共有を図る。

VI 重大事態への対処

1 「国の方針」における重大事態の判断基準

(1) 生徒が自殺を企図した場合

(2) 身体に重大な傷害を負った場合

(3) 金品等に重大な被害を被った場合

(4) 精神性の疾患を発症した場合

(5) 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合

(6) 児童生徒や保護者からいじめられていて「重大事態」に至ったという申し立てがあった場合

2 重大事態の対応

(1) 重大事態が発生した旨を新潟市教育委員会に速やかに報告する

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) いじめを受けた生徒に対し、心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組み、その後、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。また、保護者に対しては、学校の管理下で重大事態が発生したことについて誠実なお詫びをするとともに、いじめの解決に向けて話し合いを重ねる。

(6) いじめを行った生徒に対しては、その行為が許されないものであることを認識させ、深い反省と再発防止を自ら誓うことができるように指導する。また、保護者に対しては、その行為の重大性を認識させるとともに、解決に向けて保護者の協力を求める。